

## 第198回国会(令和元年通常国会)で成立した各改正法と倒産実務への影響(2)

## ～資金決済法等の改正について～

山本 翔

Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

## 第1 はじめに

## 第2 資金決済法等の改正について

## 1 はじめに

## 2 資金決済法の改正

(以上は事業再生ニュースレター9月号をご参照)

## 3 一括清算法の改正

## (1) 経緯

次に、倒産実務、特に会社更生の実務に影響を与える改正としては、一括清算法の改正が挙げられます<sup>1</sup>。平成20年9月のリーマンショックを受け、連鎖破綻等を抑制するために、平成23年のG20サミットにおいて、店頭デリバティブ取引のうち清算機関を通じて決済されない取引に関し、取引当事者間で証拠金(担保)の授受を行うことを義務付ける規制の導入が合意され、そこでは、当初証拠金について、相手方の破綻時においても即時に担保権の実行が可能であること(即時利用要件)が求められているとされています<sup>2</sup>。その上で、国際的な取引では、当初証拠金についてカस्टディアンに預託した証拠金に質権を設定するとの形態が慣行となっており(ISDAが作成・公表した契約書のひな形が用いられるのが通例)、仮に、クロスボーダー取引を行っていた日本の金融機関に対し会社更生法に基づく更生手続開始の決定がさ

れた場合には、当該質権は更生担保権(同法第2条第10項)となるため、更生担保権者は更生手続の中に取り込まれ、手続外での権利行使は、原則できないこととなります<sup>3</sup>。その結果、上記の即時利用要件を充足しないおそれがあるとの指摘があったようです。

## (2) 改正内容

そこで、本改正では、上記の問題への対処を背景として一括清算法に第4条が設けられることとなりました。同条第1項から第3項までがいわゆる帰属清算型の担保権設定契約を念頭に置いた規定であり、第4項がいわゆる処分清算型の担保権設定契約を念頭に置いた規定のようです<sup>4</sup>。

まず、第4条第1項ですが、更生手続開始の申立てがあったときには、担保権の目的物である財産は、担保権者に帰属することになるとされています。そもそも、譲渡担保権に関する判例法の理解としては、担保権者の債務者に対する清算義務が一般に肯定されており<sup>5</sup>、帰属清算型の場合には、担保の目的物が確定的に担保権者に帰属する時期(債務者の受戻権が消滅する時期)は、債権者が債務者に対し清算金の支払若しくはその提供をした時、又は目的物の適正評価額が債務額を上回らない旨の通知をした時、さらには、債権者において目的不動産を第三者に売却等をした時であるとされています<sup>6</sup>。契約により質物の処分が約された質権であつ

1: 立案担当者の解説としては、石園貴大他「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の解説(1)(NBL1150号11頁)のほか、大野由希他「一括清算法改正の概要」(金融法務事情2120号14頁)がある。

2: 前掲注1・大野14頁

3: 更生手続開始後は、更生担保権は弁済禁止の対象となり(会社更生法第47条第1項)、これに基づく担保権実行も禁止されている(同法第50条第1項)。

4: 今回の法改正による新たな規律は、我が国が法廷地となるのであれば外国法を準拠法とする契約であっても適用され得るものと思われる。

5: 最判昭和46年3月25日民集25巻2号208頁

6: 最判昭和62年2月12日民集41巻1号67頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け付ければと存じます。

でも同様の理解が成り立つものと思われます(民法第349条、商法第515条)。そうすると、第4条第1項は、これまでの判例法の理解とは異なる規律を目指しているものであり、清算金の支払等の有無にかかわらず、債務者の受戻権は消滅することとなり(担保の目的である財産は確定的に担保権者に帰属することとなり)、その結果として、担保の目的物は、「更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権・・・」である「更生担保権」(会社更生法第2条第10項)には該当しないという整理であると思われます<sup>7</sup>。そして、第4条第2項において、担保権者は、自己に帰属するに至った担保目的物の評価額のうち被担保債権の額を超過した部分に相当する額の清算金を支払う義務を負うものとされました。

次に、第4条第4項では、処分清算型を念頭に、担保権者が更生手続開始の申立て以後更生手続開始前に担保目的物を第三者に譲渡した時に、担保目的物が当該第三者に帰属するものとされています。更生手続開始の申立て後、担保権の実行の中止命令(会社更生法第24条第1項)や包括的禁止命令(同法第25条第1項)が発令されることがあるかと思いますが、立案担当者の解説によれば、これらの命令の対象とはならないことを確認する規定になるそうです<sup>8</sup>。ただし、留意が必要と思われる点は、条文では「更生手続開始前に第三者に譲渡した時」とされていますので、担保権者が処分清算の約定に従って担保目的物を譲渡する場合であっても、これを更生手続開始以後にしようとする場合には、会社更生法第47条第1項に違反することとなると考えられます。したがって、処分清算型の担保権設定契約が締結された場合には、担保権者としては、申立てから開始決定までに時間的な余裕があるのかが重要な問題になるかと思われます。

7: 前掲注1・大野16頁

8: 前掲注1・大野18頁

### 第3 その他整備改正について

上記のほか「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(バンカー条約)及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約」(難破物除去ナイロビ条約)の批准に伴い、船舶油濁損害賠償保障法が改正されています。海難等により発生した燃料油による汚染損害及び難破物除去等の費用に係る損害について、船舶所有者等に責任が発生した際に、被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を直接請求することができるようになったことから、これらに関する保険者等の責任制限手続が新たに追加されています(同法第43条第5項、第6項及び第51条第5項、第6項)。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律と船舶油濁損害賠償保障法に基づく責任制限手続は、申立人の財産の一部に対する清算手続であり、いわばミニ破産手続といわれるものであるため、責任制限手続の申立てと破産手続開始の申立てが競合した場合には、その調整のために責任制限手続の中止命令が認められています(破産法第24条第5号)、上記責任制限手続が新たに設けられたことに伴い、これらを中止命令の対象とする破産法の整備改正がされています。

このほか、倒産実務への影響は軽微なところですが、国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正法においてみなし物権である樹木採取権が創設されたことから、裁判所の許可事項を規定した破産法第78条第2項第2号が整備改正されたほか、森林環境税の創設に伴い、会社更生法第129条、民事再生法第241条第2項第7号イの整備改正も行われていることを付言しておきます。